

## 社会福祉法人育桜福祉会 理事及び監事並びに評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

- 第 1 条 この規程は、社会福祉法人育桜福祉会(以下「当法人」といいます。)の定款第 8 条及び第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、理事及び監事並びに評議員(以下「役員等」といいます。)の報酬等について定めるものです。

### (定義等)

- 第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。
- (1) 役員とは、定款第 1 5 条に基づき置かれる理事及び監事をいいます。
  - (2) 常勤理事とは、法人本部事務局を主たる勤務場所とする理事をいいます。
  - (3) 非常勤役員とは、常勤理事以外の理事及び監事をいいます。
  - (4) 評議員とは、定款第 5 条に基づき置かれる者をいいます。
  - (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいいます。

### (報酬等の支給)

- 第 3 条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給します。
- (1) 常勤理事については、業務に応じた報酬を支給し、その勤務形態に応じて賞与を支給することができるものとします。  
また、その通勤の実態に応じ通勤手当及び旅費を支給するものとします。
  - (2) 非常勤役員及び評議員(以下「非常勤役員等」といいます。)については、業務に応じた報酬を支給することにし、賞与は支給しないこととします。

### (常勤理事の報酬等の算定方法)

- 第 4 条 常勤理事に対する報酬等については、次の各号に定める区分に応じて定めるものとします。
- (1) 報酬については、別表第 1 に定める額を上限とし、理事会において決定します。
  - (2) 賞与については、月額報酬に別表第 1 に定める支給率を乗じた額とします。
  - (3) 通勤手当については、給与・賃金及び退職金規程第 2 2 条に準ずる額とします。
  - (4) 旅費については、旅費規程に準ずる額とします。

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

- 第 5 条 非常勤役員等に対する報酬等については、次の各号による区分に応じて定めるものとします。
- (1) 非常勤役員及び評議員に対する基本業務報酬については、理事会又は評議員会への出席報酬を含むものとし、別表第 2 に定める額とします。
  - (2) 監事が、法人及び施設、事業所の経営状況又は会計経理等の監査業務を執行するとき(以下「監査業務」といいます。)に係る報酬については、別表第 2 に定める基本業務報酬を含むものとします。
  - (3) 非常勤役員等が、理事会又は評議員会に出席したとき及び監査業務を実施したときの費用弁償は、別表第 2 に定める額とします。
  - (4) 非常勤役員等が、理事会又は評議員会及び監査業務以外、法人の命により出張したとき(以下「出張」といいます。)に係る業務報酬については、別表第 2 に定める額とします。
  - (5) 前号に掛かる旅費については、旅費規程に準ずる額とします。

### (当法人職員との併給)

- 第 6 条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している理事に対しては、本規程に基づく役員報酬及び費用弁償は支給しないものとします。

### (報酬等の支給方法)

- 第 7 条 報酬等については、通貨をもって本人に支給するものとします。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むことができるものとします。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給します。

(報酬等の支給時期)

- 第 8 条 常勤理事に対する報酬等の支給時期は、次の各号の区分に応じて定めるものとします。
- (1) 報酬は、毎月 25 日に支給します。ただし、その日が休日にあたる場合は、給与・賞与及び退職金規程第 6 条第 2 項に準じた日とします。
  - (2) 賞与は、毎年 6 月及び 12 月の法人が定めた日に支給します。
  - (3) 通勤手当は、給与・賃金及び退職金規程に準じた日に支給します。
  - (4) 旅費は、旅費規程に準じた日に支給します。
- 2 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による区分に応じて定めるものとします。
- (1) 理事及び監事並びに評議員の基本報酬は、当該年度の 7 月に支給します。
  - (2) 理事会又は評議員会への出席に係る費用弁償は、当該会議開催の都度支給します。
  - (3) 監査業務に係る費用弁償は、当該監査を実施した日に支給します。
  - (4) 出張に係る業務報酬及び旅費は、旅費規程に準じた日に支給します。

(公表)

- 第 9 条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第 59 条の 2 第 3 項に定める報酬等の基準として公表するものとします。

(改廃)

- 第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとします。

(補則)

- 第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとします。

(附則)

- この規程は、平成 29 年度に開催する定時評議員会の日の翌日から施行します。
- 2 役員及び評議員に関する報酬等規程(昭和 56 年 4 月 1 日施行)は、この規程の施行に伴い、平成 29 年度に開催する定時評議員会の日をもって廃止します。
  - 3 この規程は、令和 3 年度に開催する定時評議員会の日の翌日から施行します。

#### 別表第 1 (常勤理事の報酬等)

報酬の上限額	月額 300,000 円
賞与支給率	勤務形態に基づき、当法人の給与・賞与及び退職金規程第 3 条の規定による当該年度の支給割合に準ずるものとします。

#### 別表第 2 (非常勤役員等の報酬等)

非常勤役員基本業務報酬	理事 年額 60,000 円(税別)
	監事 年額 100,000 円(税別)
評議員基本業務報酬	年額 30,000 円(税別)
出張に係る業務報酬	日額 15,000 円(税別)
理事会又は評議員会への出席及び監事監査に要する費用弁償	日額 3,000 円